

大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金チェックリスト

※当チェックリストは、要綱の一部を抜粋及び運用を記載したものであり、全てを網羅したものではありません。必ず要綱をご確認ください。

1	☐	要綱に規定する暴力団員等がいる場合又は暴力団排除条例に違反した場合、補助の対象となりません。
2	☐	他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している場合は、補助の対象となりません。
3	☐	補助を受け、施設整備や物品購入等を行う場合、原則一般競争入札又は指名競争入札を行わなければならない。 ※ 随意契約や相見積での業者選定は、少額であっても認められません。
4	☐	補助対象事業の内容を変更する場合は、変更承認が必要となります。 ※軽微な変更を除く。
5	☐	補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市に報告してください。
6	☐	事業完了後、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告してください。 ※仕入控除税額が0円であっても、報告は必要になります。
7	☐	補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理してください。 書類の保存期間は、5年間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定めている耐用年数のうち、長い期間の方になります。
8	☐	補助金交付の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。
9	☐	補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象となりません。ここでいう着手とは契約を行うことを指します。
10	☐	実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、市に報告してください。
11	☐	補助を受けた不動産やその従物並びに30万円以上の備品等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。

財産処分について

1. 財産処分とは

補助金の交付を受けた財産は、事業者が目的外で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。

これは、補助金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであるため、補助金の交付対象となる事業は、あくまでも、直接又は間接的に国の施策目的に合致したものに限られるからです。

そのため、補助金によって取得した財産は、処分が制限されています。

◇大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第5条（3）

整備等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに整備等により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他の財産（以下「補助財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合、又は市長の承認を受けた場合を除いては、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2. 補助財産の処分制限期間

補助事業により取得した財産は、勝手に処分してはいけない期間を厚生労働大臣が定めており、この勝手に処分してはいけない期間を「処分制限期間」といいます。

補助目的の事業の経過年数が処分制限期間を経過していなければ、補助財産を処分しようとする場合には市長の事前承認が必要です。

3. 財産処分の種類

種 類	概 要
転 用	補助財産を、補助金の「交付の目的以外で使用」すること。
譲 渡	補助財産の「所有者」が替わること。
貸 付	補助財産の「使用者」が替わること。
抵 当 権	補助財産を、担保に供すること
取り壊し・廃棄	補助財産（不動産）の使用を止めて、取り壊すこと。 補助財産（機械器具）の使用を止めて、廃棄すること。

財産処分の手続き等については、市に問い合わせてください。

4. 返還金（財産処分納付金額）について

財産処分を行う場合は、場合によって返還金が生じます。

詳しくは、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」をご確認ください。

5. 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を納付することを条件として承認します。

担保に供する処分が認められるのは下記の場合となります。

- 補助財産を取得する際に行われるもの。
- 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの。

※社会福祉法人が行う抵当権の設定について

社会福祉法人が補助財産に抵当権を設定する場合、社会福祉法人定款準則に「承認は必要としない」と定められている場合でも、補助金適正化法に基づく財産処分の手続きは必要となります。

6. 根抵当権について

抵当権には、普通の抵当権と根抵当権の2種類がありますが、補助財産を担保に供する場合に設定できる抵当権は、普通の抵当権に限ります。これは、根抵当権は、「返済の見込みがある」と判断することができないためです。

補助金の交付を受け、改修工事等を行うことを検討されている施設は、根抵当権を抹消しない限り、補助金申請ができません。

※物品等の動産に係る補助申請の場合は補助金申請が可能です。